

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会環境づくり

主要課題	基本的施策	事業	事業の内容	実施時期	29年度事業計画	事業の説明	事業の実績 (実施出来なかった理由)	今後の目標等	担当課
1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	①政策・方針決定過程への女性の登用推進	1 審議会・委員会等への女性の登用推進	平成32年度までに女性委員の登用率40%を達成するため、審議会・委員会等への女性の登用を推進する	継続	各種審議会(常設ではない)	平成29年度審議会開催の予定は現在のところないが、必要に応じ対応する予定。	審議会開催なし	審議会を開催する場合は、女性委員を登用し、40%登用率をめざす。	02企画財政課
					女性委員の登用率の向上	文化的景観審議会、伝統的建造物群保存地区審議会は、専門分野であり、関係団体に委員の選出を依頼している。女性の登用は学識経験者の選出で努力する。	関係団体からの女性選出が難しいため、専門分野の有識者からの女性選出を図り、県庁等への情報収集を行ったが、該当する委員がいなかった。	31年2月に伝統的建造物群保存地区審議会は任期満了になるため、各関係団体に呼び掛け女性の登用に努める。	03地域振興課
					現状を維持する。	八女市防災会議の委員のほとんどが、関係機関の代表者があて職となっているため、女性の登用を増やすことは、困難であるので、自由枠に女性を登用している現状を維持する。	防災会議開催なし	現状を維持する。	06防災安全課
					八女市国民健康保険運営協議会	八女市国民健康保険運営協議会は、平成29年12月に委員の改選を向かえる。委員会は、被保険者代表4名、公益代表(区長、民生委員)4名、保険医代表(医師、歯科医師、薬剤師)4名で構成している。なお、任期は2年間である。現在の委員会の構成は、それぞれに占める女性委員の割合が75%、25%、50%であり、全体でも50%を保っている状況であり、今後もこの体制を維持しつつ女性の参画を促したいと考えている。	平成29年12月に委員改選を行い、現在の委員は男性6名、女性6名で改選前と同様に女性委員の登用率50%を維持することができた。	現状の委員構成を維持しつつ女性の参画を促し、意見を施策に反映させていく。今後も引き続き登用率40%以上を目指していく。	10市民課
1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	①政策・方針決定過程への女性の登用推進	1 審議会・委員会等への女性の登用推進	平成32年度までに女性委員の登用率40%を達成するため、審議会・委員会等への女性の登用を推進する	継続	市障害支援区分審査会委員の女性の登用率の達成	市障害支援区分審査会の女性の委員の登用率40%以上を目指す。	八女市障害程度区分審査会委員は、6名(内女性2名)で組織している。ただし、審査会は、会長・副会長のどちらかが当該審査会時の委員になり他方は参加していないので委員5名で開催している。よって、実質「女性委員の登用率40%」については達成している。	現状を維持できるよう取り組む。	11福祉課

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会環境づくり

主要課題	基本的施策	事業	事業の内容	実施時期	29年度事業計画	事業の説明	事業の実績 (実施出来なかった理由)	今後の目標等	担当課
					子ども・子育て会議	子ども・子育て事業計画の評価・確認のため子ども・子育て会議を開催する。	子ども・子育て会議を、第1回目を8月、第2回目を3月に開催した。	委員12名中、女性委員が9名であり登用率75%と目標を達成している。引き続き40%を下らないよう努めていく。	12子育て支援課
					八女市健康づくり推進協議会委員会の実施	今年度も協議会の開催を計画している。女性登用率は40%を計画している。			13健康推進課
					平成29年度において、改選や委嘱を行う委員会等において、女性の登用を推進する	改選予定の委員会等委員選任時に「知識経験者・市長が必要と認める者」の区分について、積極的に女性の登用を図る。また、選出区分が定められている団体への推薦依頼時に女性登用の観点から、女性の推薦に対する配慮を依頼する。	今年度改選を行った委員会等で、女性委員登用率は社会福祉施設等の整備に関する選考委員会で28%、介護保険事業計画等策定委員会で25%、地域包括支援センター運営協議会で33%である。委員は各種団体の推薦により選出しているため、女性の推薦の配慮を依頼したものの、登用率が減少した委員会もあった。	委員会等の改選時に各種団体に女性委員の推薦を依頼する。	14介護長寿課
1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	①政策・方針決定過程への女性の登用推進	1 審議会・委員会等への女性の登用推進	平成32年度までに女性委員の登用率40%を達成するため、審議会・委員会等への女性の登用を推進する	継続	八女市環境審議会委員の委嘱	審議会の任期は2年であり平成29年度中は引き続き継続となるが、変更が生じる場合は、現在の男性9人、女性6人を維持する。	平成30年3月時点で、審議会委員15人中、5人が欠員となったが、選出団体・地区との調整を図り、男性9人、女性6人の体制を維持した。	平成30年10月で現在の審議会委員の任期が終了するが、引き続き女性委員の登用率40%以上を目指す。	15環境課
					年度ごとに目標値設定	年度ごとに目標値を設定し、それを達成するため、選出方法の見直しなど具体的な対策を検討する。	年度当初の目標値の設定が出来ていなかったが、平成28年度より1.3%増加する事が出来た。	引き続き選出方法の検討を行い、女性の登用を推進する。	16男女共同参画・生涯学習課

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会環境づくり

主要課題	基本的施策	事業	事業の内容	実施時期	29年度事業計画	事業の説明	事業の実績 (実施出来なかった理由)	今後の目標等	担当課
					任期ごとに目標値を設定	現在女性委員は44名中10名の22%となっており、設定した目標値を達成するために、女性委員の推薦について協議を行っていく。	スポーツ推進委員の改選期であったが、委員の再任が多かったため女性の登用率は上がらなかった。	設定した目標値を達成するために、女性委員の登用について協議を行っていく。	17スポーツ振興課
					あて職以外の委員登用については、40%を目指す。	観光団体等の役員、委員の女性登用を奨励する。 商工会議所や商工会へ市があて職以外の委員推薦を依頼する場合は、女性登用に関して積極的に働きかけを行う。	観光団体の役員等では、雛の里・八女ぼんぼり祭りの実行委員は女性の割合が高く、50%を超えており、一部の祭り団体では目標を達成することができている。 あて職以外の委員推薦なし	観光団体の役員選出に対しては、女性登用に対して積極的に働きかけを行う。 商工会議所や商工会へ市があて職以外の委員推薦を依頼する場合は、女性登用に関して可能な範囲で働きかけを行う。	18商工観光課
					女性委員の登用率40%にしていく	隣保館運営委員会委員の女性登用を増やす	達成率は16%となった。委員の多くが選出依頼団体からの代表であるため目標には達しなかった。	女性委員の登用率40%にしていく。	19人権・同和政策課
1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	①政策・方針決定過程への女性の登用推進	1 審議会・委員会等への女性の登用推進	平成32年度までに女性委員の登用率40%を達成するため、審議会・委員会等への女性の登用を推進する	継続	市営住宅管理審議会 都市計画審議会	市営住宅管理審議会委員40%の女性委員確保に努める。 専門分野であり、関係団体に委員の選出を依頼している。女性の登用は学識経験者の選出で努力する。	関係団体に働きかけを行ってきたが、団体の推薦によるもののため目標達成できなかった。	目標達成に向け、引き続き関係団体への働きかけを行う。	21都市計画課
					各種委員会等の女性委員の登用率リストを作成し、計画的な推進を図る。	八女市食料農業農村政策審議会等、任期満了時による改選時に女性の登用を推進する。	実績なし ※任期満了による委員改選のあった協議会について、規約により構成団体の推薦により選出されるもので、女性委員の推薦が無かったため。	引き続き任期満了時に女性の登用を推進する。	22農業振興課

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会環境づくり

主要課題	基本的施策	事業	事業の内容	実施時期	29年度事業計画	事業の説明	事業の実績 (実施出来なかった理由)	今後の目標等	担当課
					林業振興課が所管する委員等の委嘱	鳥獣被害防止対策協議会、林業振興対策協議会、緑づくり推進協議会、バイオマス利活用推進委員会の委員は、区長会代表、議会代表、林業事業主体代表などの特殊性があるが、任期満了時等による改選時における推薦団体への呼びかけにより、女性の登用の促進に努める。	鳥獣被害防止対策協議会 16名(内女性0名)0% 林業振興対策協議会 任期切れ 緑づくり推進協議会 11名(内女性2名)18.2% バイオマス利活用推進委員会 任期切れ ※上記協議会について、女性登用の推薦呼びかけを行ったが、各種団体事情により女性の推薦が少なかった。	鳥獣被害防止対策協議会、林業振興対策協議会、緑づくり推進協議会、バイオマス利活用推進委員会については、一部協議会の目的・選出事業体(各種団体)等の実情から女性登用の促進において困難な面があるが、各種団体からの推薦依頼の際、女性の推薦呼びかけを行う。	23林業振興課
					女性農業委員の登用にに向けた啓発活動を行う。	次期改選までは現在のままである。農業委員については、選挙(立候補)による委員及び各種団体の推薦による委員にて選出されている。	5.8% ※任期満了による委員改選はあったが、法により認定農業者が委員全体の過半数を超えなければならず、そもそも女性の認定農業者数はごく少数であったため。	女性認定農業者の数を増やすよう関係各所と協議する。	28農業委員会事務局
1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	①政策・方針決定過程への女性の登用推進	1 審議会・委員会等への女性の登用推進	平成32年度までに女性委員の登用率40%を達成するため、審議会・委員会等への女性の登用を推進する	継続	任期満了の委員改選時に検討する。	八女市教育委員会5人(教育長及び教育委員)について、女性の登用に努める。	八女市教育委員5人のうち2人を女性委員の登用した。	引き続き、5人のうち2人(40%)の登用に努める。	29学校教育課
					文化課が所管する委員会の委嘱	文化財専門委員会における女性登用率の向上を目指す。但し、高い専門性が要求されるため、人材の掘り起こしが必要不可欠である。			30文化振興課
					実行委員の女性登用を図る。	人権フェスタ実行委員への女性の登用を推進するために各団体へ呼び掛ける。	人権セミナー実行委員29名中13名が女性となった。(44.8%)	引き続き、40%以上を達成するよう働きかける。	31人権・同和教育課

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会環境づくり

主要課題	基本的施策	事業	事業の内容	実施時期	29年度事業計画	事業の説明	事業の実績 (実施出来なかった理由)	今後の目標等	担当課
		2 委員選定の際の男女共同参画担当課との協議	女性委員を着実に登用していくため、委員選定の際に男女共同参画担当課と協議する		委員選定の際、男女共同参画推進係と協議を行う	各審議会の委員を選定する際には、男女共同参画推進係と協議を行う。	審議会委員選定について相談した。	新委員選定の際には男女共同参画推進係と協議する。	02企画財政課
					男女共同参画担当課と協議	委員選定の際には、男女共同参画担当課と協議を行う。	該当する専門知識を有する女性の方がいなかった。	委員選定の際には、男女共同参画担当課と協議を行う。	03地域振興課
					八女市国民健康保険運営協議会	被保険者代表委員を選定する際は、男女共同参画担当課と協議をし、女性委員を着実に登用していく。	29年度は改選を行ったが、充て職となっていない委員を選定する際には、男女共同参画担当課や行政区長担当の地域振興課と協議して女性の参画を促し、改選前の水準を維持することが出来た。	委員改選に当たっては、常に女性の登用を心がけ、その選定の際には、男女共同参画担当課や関係課と協議することで女性の審議会・委員会等への積極的参加を図りたい	10市民課
1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	①政策・方針決定過程への女性の登用推進	2 委員選定の際の男女共同参画担当課との協議	女性委員を着実に登用していくため、委員選定の際に男女共同参画担当課と協議する	継続	担当課との協議	委員選定の際に担当課と協議する。	今後も継続する。	現状を維持できるよう取り組む。	11福祉課
					子ども・子育て会議	子ども・子育て事業計画の評価・確認のため子ども・子育て会議を開催する。	子ども・子育て会議を、第1回目を8月、第2回目を3月に開催した。	委員12名中、女性委員が9名であり登用率75%と目標を達成している。引き続き40%を下らないよう努めていく。	12子育て支援課
					八女市健康づくり推進協議会委員会の実施	今年度も協議会の開催を計画している。女性登用率は40%を計画している。			13健康推進課

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会環境づくり

主要課題	基本的施策	事業	事業の内容	実施時期	29年度事業計画	事業の説明	事業の実績 (実施出来なかった理由)	今後の目標等	担当課
					委員改選時に男女共同参画担当課と協議を行う。	男女共同参画担当課と協議し、女性人材リストの活用を図る。	男女共同参画担当課と協議し、女性人材リストの活用を図った。	男女共同参画担当課と協議し、女性人材リストの活用を図る。	14介護長寿課
					男女共同参画生涯学習課男女共同参画推進係と協議を行う	新委員への委嘱の準備を行う前に男女共同参画生涯学習課男女共同参画推進係と協議を行う。	協議する事案は発生しなかった。	選出区分及び地域性を考慮しながら委員選定については、男女共同参画推進課と協議を行う。	15環境課
					協議システムの充実	男女共同参画推進を図るためシステムの運用促進の拡充を進める。	女性人材リストの周知を図り、各課での審議会等の改選時にリスト活用の推進を図った。	引き続き活用を推進する。	16男女共同参画・生涯学習課
1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	①政策・方針決定過程への女性の登用推進	2 委員選定の際の男女共同参画担当課との協議	女性委員を着実に登用していくため、委員選定の際に男女共同参画担当課と協議する	継続	委員選定時に男女共同参画担当課との協議	審議会委員選定時に男女共同参画担当課との協議を行う。	委員会未開催のため、協議実績なし	委員会開催の際は、委員選定の際、女性委員登用を推進していく。	17スポーツ振興課
					男女共同参画担当課と協議の設定	委員選定の際に男女共同参画担当課と協議する。	29年度は、委員選定をする機会がなかった。	委員選定の必要がある場合は、男女共同参画担当課と協議を行う。	18商工観光課
					担当課と協議する	担当課と協議する	団体の選出によるものであるため、協議は行っていない。	次回の選出依頼時に計画的に進めていく。	19人権・同和政策課
					市営住宅管理審議会 都市計画審議会	委員選定の際には、男女共同参画担当課と協議を行う。 関係団体への選出依頼となる。	目標達成に向け、関係団体に働きかけを行った。	目標達成に向け、引き続き関係団体への働きかけを行う。	21都市計画課

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会環境づくり

主要課題	基本的施策	事業	事業の内容	実施時期	29年度事業計画	事業の説明	事業の実績 (実施出来なかった理由)	今後の目標等	担当課
					各種委員の選出の際に男女共同参画担当課と協議する。	委員選定の際に担当課と協議する。	実績なし ※任期満了による委員改選のあった協議会について、規約により構成団体の推薦により選出されるものであったため。	選定方法を見直した場合は協議する。	22農業振興課
1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	①政策・方針決定過程への女性の登用推進	2 委員選定の際の男女共同参画担当課との協議	女性委員を着実に登用していくため、委員選定の際に男女共同参画担当課と協議する	継続	女性登用の在り方について、担当課と協議する。	各事業体等からの団体推薦による有害鳥獣関係や林業関係の協議会であるため、団体代表の人材における特殊性があるため、女性登用の促進協議が厳しい現状であるが、協議会等の目的、人材に適応した女性の登用の在り方を担当課とともに協議する。	協議会の特殊性や各種団体の事情もあり、担当課との協議を行わなかった。	女性の登用については、一元的に40%を目標とするのではなく、協議会等の目的、人材に適応した女性の登用の在り方を考えていく。	23林業振興課
					女性農業委員の登用に向けた啓発活動を行う。	次期改選までは現在のままである。農業委員については、選挙(立候補)による委員及び各種団体の推薦による委員にて選出されている。	※任期満了による委員改選はあったが、法により認定農業者が委員全体の過半数を超えなければならず、そもそも女性の認定農業者数はごく少数であったため。	女性認定農業者の数を増やすよう関係各所と協議する。	28農業委員会事務局
					委員改選時に検討する。	就学支援委員の選任において、児童生徒の相談や就学指導に精通した養護教諭や特別支援教育コーディネーターの選出に努める。	就学支援委員の選任において、児童生徒の相談や就学指導に精通した養護教諭や特別支援教育コーディネーターの選出に努めた。	今後も継続して取り組みを行っていく。	29学校教育課
					担当課と協議する	委員選定の際に担当課と協議する			30文化振興課
					担当課と協議する。	担当課と協議し、女性委員の登用率アップを図る。	特に担当課と協議する必要はなかった。	必要に応じ、担当課と協議し、女性委員の登用率アップを図る。	31人権・同和教育課

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会環境づくり

主要課題	基本的施策	事業	事業の内容	実施時期	29年度事業計画	事業の説明	事業の実績 (実施出来なかった理由)	今後の目標等	担当課
		3 女性人材リストの整備・活用	女性人材リストを整備し、審議会等の委員の選出に活用する	継続・拡充	女性人材リストの整備	広報紙やチラシ等を活用しながら、関係団体等の協力を仰ぎ、リストの拡充を図る。	広報紙や講演会等の際チラシを配布し、女性人材リストへの登録の呼びかけを行った。	機会あるごとに登録の呼びかけを行う。	16男女共同参画・生涯学習課
1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	①政策・方針決定過程への女性の登用推進	4 市役所における女性職員の管理職への登用推進	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により、女性職員の管理職への登用を推進する	継続	職員の能力開発と人材育成	八女市人材育成基本計画の推進、人事評価制度を活用し、職員の能力開発と人材育成を行うとともに、女性職員を多様な職場に積極的に配置する。	自治大学校の女性職員幹部養成課程に1名を派遣し人材育成に努めた。平成29年度の女性職員管理職の割合は12.2%となった。	特定事業主行動計画の女性職員管理職の割合の数値目標は、平成32年度までに20%以上としている。	05人事課
		②女性のエンパワーメントの支援	1 女性リーダー養成講座の開催	政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、女性の能力を伸ばすことを目的とした講座を開催する	継続・拡充	女性リーダー養成研修	国立女性教育会館で開催される男女共同参画推進リーダー研修、フォーラムに市民団体より参加しリーダー養成を行う。	国立女性教育会館で開催された男女共同参画推進フォーラムに市民団体より3名、福岡県主催の男女共同参画推進リーダー研修に4名の参加リーダー養成	今後、男女共同参画推進フォーラムの参加者を中心に女性リーダー養成講座を開催していく。
	2 講座等における託児の実施	子どもをもつ女性が参加しやすいように、市が講座・講演会、会議等を主催する際に託児を実施する	継続・拡充	広報紙に掲載	、各課・団体等から催しにて広報依頼があった場合に広報掲載する。	依頼があった案件については、広報紙に掲載した。	広報紙への掲載は継続、その他の媒体で必要がある場合は対応していく。	01秘書広報課	
			継続・拡充	会議等開催時、必要に応じて託児ができるような体制を検討する。	会議等開催時、必要に応じて託児ができないため、体制検討は行っていない。	会議等開催時、必要に応じて託児ができるような体制を検討する。	02企画財政課		
			講演会等における託児所の設置を検討	講演会等における託児所の設置を検討	講演会等を開催する際には、受講者のニーズに応じ託児所の設置を検討する。	今後も継続する。	現状を維持できるよう取り組む。	11福祉課	

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会環境づくり

主要課題	基本的施策	事業	事業の内容	実施時期	29年度事業計画	事業の説明	事業の実績 (実施出来なかった理由)	今後の目標等	担当課
1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	②女性のエンパワーメントの支援	2 講座等における託児の実施	子どもをもつ女性が参加しやすいように、市が講座・講演会、会議等を主催する際に託児を実施する	継続・拡充	託児の実施	講座・講演会を主催する際には、毎回託児を実施する	参加申込時に要望を聞き、必要な人数を把握し実施した。	今後もファミリー・サポート・センターのまかせて会員等に依頼を行い、必要な場合は実施する。	12子育て支援課
					託児の実施	健診・講演・講演会を主催する際には、託児を実施する。			13健康推進課
					高齢者向けの講演会を主催するに当たり必要時に託児を行う。	幼児がいる家庭の高齢者でも参加しやすいように市民公開講座・講演会等を主催する際に必要時託児を実施する。	市民公開講座や講演会等を主催するに当たり託児ニーズに配慮し取り組んだが、実施を必要とする事業はなかった。	高齢者向けの講演会を主催するに当たり必要時に託児を行う。	14介護長寿課
					参加者の要望に応じ実施する	子どもをもつ女性が参加する講座・講演会、会議等を主催する際、事前に託児の必要の有無を聴取し対応する。	環境フェア時の託児体制については、対象者に子育て世代の参加者がみられなかった。	引き続き、子どもをもつ女性が参加しやすいように取り組む。	15環境課
					家庭教育セミナー	家庭教育セミナー実施の際に、子どもをもつ女性が参加しやすいように託児所を設置する。	講師を招き、「ネット時代の子どもたちのコミュニケーション」と題して、講演会を実施したが、小中学生の保護者を対象としていた為、託児所は設置しなかった。	ニーズを把握し、今後も継続して男女ともに参加しやすい家庭教育セミナーを実施していく。	16男女共同参画・生涯学習課
					親子参加型のスポーツ教室・体力測定	親子参加型のスポーツ教室や体力測定を実施していく。その際、託児所の設置についても努めていく。	親子参加型の事業実施の際は、親子全員での参加となっており、特に託児所を設置するには至っていない。	スポーツイベントを実施するに当たっては、事業内容に応じて託児所の設置を検討していく。	17スポーツ振興課

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会環境づくり

主要課題	基本的施策	事業	事業の内容	実施時期	29年度事業計画	事業の説明	事業の実績 (実施出来なかった理由)	今後の目標等	担当課
1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	②女性のエンパワーメントの支援	2 講座等における託児の実施	子どもをもつ女性が参加しやすいように、市が講座・講演会、会議等を主催する際に託児を実施する	継続・拡充	講座等における託児の実施	市が講座・講演会、会議等を主催する際は、託児を実施するとともに各事業所や観光団体等へも啓発を行う。	講座や会議等において、託児が必要な方は居なかったため、実施していない。	託児等が必要かを確認し、必要があれば実施する。	18商工観光課
					市が主催する講演会等に託児を実施する	市民の集いで託児を実施する	市民の集いで託児を実施し、6人の利用があった。	継続して、参加しやすい体制を整えていく。	19人権・同和政策課
					会議等開催時の託児の検討	会議等開催時、必要に応じて託児ができるような体制を検討する。	実績なし ※該当する事業が無かったため。	引き続き必要に応じて託児を実施する。	22農業振興課
					会議等における託児の検討	会議が中心であり、託児の設置機会があまりないが、必要に応じて託児ができるような支援体制を図っていく。	会議については、子どもを持つ女性の参加がなかった。また講座、講演会等は実施しなかった。	講演会等を実施する場合は、託児ができる体制を図っていく。	23林業振興課
					会議等へ子どもをもつ女性が参加しやすい環境づくり	本会議等の傍聴及び議会報告会へ子どもを持つ女性が参加しやすい環境をつくる	議会報告会に女性を含め幅広く参加できる開催方法について検討した	本会議等の傍聴及び議会報告会へ子どもを持つ女性が参加しやすい環境に必要なことは何か調査研究する	26議会事務局
1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	②女性のエンパワーメントの支援	2 講座等における託児の実施	子どもをもつ女性が参加しやすいように、市が講座・講演会、会議等を主催する際に託児を実施する	継続・拡充	子どもをもつ女性が参加しやすいように、市が講座・講演会、会議等を主催する際に託児を実施する	子どもをもつ女性が参加しやすいように、講座・講演会、会議等を主催する際に託児を実施する	該当なし	該当なし	28農業委員会事務局

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会環境づくり

主要課題	基本的施策	事業	事業の内容	実施時期	29年度事業計画	事業の説明	事業の実績 (実施出来なかった理由)	今後の目標等	担当課
					市が主催する講演会等に託児を実施する	八女市教育の日(11月)のイベント等について、市民が参加しやすい事業内容や託児の実施に努める。	教育の日のイベントの際に、保護者と一緒に参加できるような内容で実施した。イベントをおこなす八女大ホールで実施したが、乳幼児との来場者は、会場後方に設置された親子ルームへ案内した。また、29年度より託児所の開設を行った。	教育の日のイベント等について、市民が参加しやすいように、引き続き託児所の開設に努める。	29学校教育課
					研修会等での託児の設置	人権セミナーやスマイルフェスタ開催時には託児設置をする。	人権セミナー、スマイルフェスタにおいてファミリーサポートセンターを活用し託児を実施した。	引き続き、託児を実施する。	31人権・同和教育課
		3 女性の自立やエンパワーメントをめざす学習・教育	著しい社会の変化に対応し、女性を取り巻く身近な生活課題の解決を図る能力を高め、男女共同参画社会の実現をめざすため、講座等を開催する	継続・拡充	女性のためのチャレンジ講座の開催	女性を取り巻く身近な生活課題の解決を図る能力を高めるため、女性学級を開催する。	女性のためのチャレンジ講座を3回開催し、延べ81名の参加があった。	開催時間、場所等を検討し、いろんな世代の女性が自信を持ち、新しい分野に挑戦する機会を持てるような講座を開催して行く。	16男女共同参画・生涯学習課
2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	①仕事と育児や介護との両立支援	1 ワーク・ライフ・バランスに関する啓発と情報提供	仕事と生活の両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供や啓発を行う	継続	啓発と情報提供	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供や啓発を行う。	2月、男女共同参画啓発講座で、「少子・超高齢化時代の子育てと介護～夫婦関係、夫の実家・妻の実家との関係はどう変化したか」をテーマに講演会を実施した。	家庭や職場における男女共同参画の啓発をホームページや広報を通して情報提供を行っていく。	16男女共同参画・生涯学習課
	①仕事と育児や介護との両立支援	2 仕事と育児・介護との両立支援に関する事業所へ	労働時間短縮やフレックスタイム導入の取り組みについて、事業所への情報提供や啓発を行う	継続・拡充	事業所等への情報提供	関係機関が発行したパンフレット等を商工会議所や商工会を通じて各事業所へ配布して啓発を行う。	・関係機関が発行したパンフ等を商工会議所及び商工会を通じて配布し、事業の啓発を行った。	引き続き事業の啓発に努力していく。	18商工観光課

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会環境づくり

主要課題	基本的施策	事業	事業の内容	実施時期	29年度事業計画	事業の説明	事業の実績 (実施出来なかった理由)	今後の目標等	担当課
		の啓発			情報提供及び啓発	国・県等が作成したパンフレットの配布など、情報提供に努める。	国・県等が作成したパンフレット等商工会議所・商工会を通して配布し、情報提供に努めた。	引き続き情報の提供に努める。	16男女共同参画・生涯学習課
		3 市職員への育児・介護制度の周知	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の周知を図り、育児・介護における制度活用を推進する	継続	制度の周知徹底、意識啓発	すべての職員が、次代の社会を担う子どもたちの健やかな育成とその必要性を理解し、固定的な性別役割分担意識を是正し、職員の子育てを職場全体で支援していく意識の向上を図る。	特定事業主行動計画を職員が閲覧できる環境で周知を図り、出産予定の職員には、子育てハンドブックを配布した。	特定事業主行動計画を周知し、諸制度の活用を推進する。	05人事課
	②男女共同参画の視点に立った子育て・介護の推進	1 男女共同参画の視点に立った子育て講座の開催	男女が協力して子育てを担うことをテーマとした講座・講演会等を開催し、多くの男性が参加するよう内容や周知方法を工夫する	継続・拡充	子育て講座の月1回の開催	月1回、父親が参加できるような子育て講座を開催し、子育ての参画につなげていく。	月1回は達成できなかったが、次のとおり開催した。 ・ブレババ・ブレママ講座 3回開催、参加31人中父親8人 ・パパママ集まれ 6回開催、参加393人中父親24人	引き続き父親が参加できるような子育て講座を開催し、子育ての参画につなげていく。	12子育て支援課
2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	②男女共同参画の視点に立った子育て・介護の推進	1 男女共同参画の視点に立った子育て講座の開催	男女が協力して子育てを担うことをテーマとした講座・講演会等を開催し、多くの男性が参加するよう内容や周知方法を工夫する	継続・拡充	男女共同参画子育て講座の開催	父親、母親、子どもが共に参加し、男女が協力して子育てを担うことをテーマとした講座を開催する。	2月、男女共同参画啓発講座で、「少子・超高齢化時代の子育てと介護～夫婦関係、夫の実家・妻の実家との関係はどう変化したか」をテーマに講演会を実施した。	男女共同参画の視点に立った子育て講座を開催し、父親	16男女共同参画・生涯学習課
		2 男性の働き方の見直しや育児休業取得の促進	男性が子育てに携わる時間を増やすため、男性の働き方の見直しや育児休業取得を促進するための啓発を行う	継続	働き方の見直しや育児休業取得の促進	男性の働き方の見直しや育児休業取得を促進するための啓発を行う。	今年度育児介護休業法が一部改正され、最長2歳まで育児休業が取得できるようになったが、男性の働き方の見直しや育児休業取得の推進を図ることはできなかった。	広報紙やホームページ等で情報提供を行う。	16男女共同参画・生涯学習課

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会環境づくり

主要課題	基本的施策	事業	事業の内容	実施時期	29年度事業計画	事業の説明	事業の実績 (実施出来なかった理由)	今後の目標等	担当課
		3 介護における男女共同参画意識の啓発	介護技術の向上をめざして講座等を開催する際、男性が参加しやすいよう配慮し、介護における男女共同参画についての啓発を行う	継続・拡充	介護技術向上をめざす介護講座を開催する際、男性が積極的に参加できるように男女共同参画についての啓発を行う。	介護予防事業等を実施する際、男性の参画に配慮し、ワークライフバランスの推進を図る	一般介護予防事業等で実施する講座等の啓発において、男性の参加を呼び掛けた。	各種講座等において、男性の参加を促進し、男女共同参画による介護意識の啓発を図る	14介護長寿課
3 雇用の分野における男女共同参画の推進	①女性が安心して働け続けられる労働環境の整備	1 母性保護に配慮した労働環境の整備	労働基準法をはじめとした法令や休暇制度等について、事業所や雇用者への啓発を行う	継続・拡充	法令や制度の周知	情報誌等により法改正等提供できる情報についてはお知らせする。	平成29年10月に育児・介護休業法が改正されたことをホームページ等を活用し周知を図った。	今後も労働基準法を始め法令や制度の周知を図る。	16男女共同参画・生涯学習課
3 雇用の分野における男女共同参画の推進	①女性が安心して働け続けられる労働環境の整備	1 母性保護に配慮した労働環境の整備	労働基準法をはじめとした法令や休暇制度等について、事業所や雇用者への啓発を行う	継続・拡充	事業所等への情報提供	関係機関が発行したパンフレット等を商工会議所や商工会を通じて各事業所へ配布して啓発を行う。	・関係機関が発行したパンフ等を商工会議所及び商工会を通じて配布し、事業の啓発を行った。	引き続き事業の啓発に努力していく。	18商工観光課
		2 再就職に向けた支援	育児や介護を理由に退職した人を対象に、各種講座の開催や情報提供を行う	継続・拡充	講座の開設	育児や介護を理由に退職した人を対象として、講座等の開催及び情報の提供を行う。	働く女性の家の講座に、再就職にも役立つような就労支援の講座を盛り込んだ。	働く女性の家の就労支援の講座に組み込む。	16男女共同参画・生涯学習課

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会環境づくり

主要課題	基本的施策	事業	事業の内容	実施時期	29年度事業計画	事業の説明	事業の実績 (実施出来なかった理由)	今後の目標等	担当課
	②セクシュアル・ハラスメント等の防止	1 啓発の充実	事業所や雇用者を対象に、セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントに関する啓発を行う	継続・拡充	市内事業者への啓発	広報紙やホームページ等によりセクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントに関する啓発を図るとともに、電話相談の周知のためのカード設置を市内各所に依頼する。	広報紙やホームページ等によりセクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントに関する啓発を図るとともに、電話相談の周知のためのカード設置を市内各所に配置する。	様々な機会を通して事業所への啓発を図る。	16男女共同参画・生涯学習課
					パンフレットやポスターによる啓発	関係機関が発行したパンフレット等を商工会議所や商工会を通じて各事業所へ配布して啓発を行う。	・関係機関が発行したパンフ等の実績なし	関係機関が発行した場合は、引き続き事業の啓発に努力していく。	18商工観光課
		2 相談窓口の周知	セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントの被害者の救済のため、各相談窓口の周知を図る	継続・拡充	相談窓口の周知	広報紙やホームページ等により相談窓口の周知を図るとともに、電話相談の周知のためのカードを市内各所に配置する。	広報紙やホームページ等により相談窓口の周知を図るとともに、電話相談の周知のためのカードを市内各所に配置した。	様々な機会を通して相談窓口の周知を図る。	16男女共同参画・生涯学習課
3 雇用の分野における男女共同参画の推進	②セクシュアル・ハラスメント等の防止	2 相談窓口の周知	セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントの被害者の救済のため、各相談窓口の周知を図る	継続・拡充	パンフレットやポスターによる啓発	関係機関が発行したパンフレット等を商工会議所や商工会を通じて各事業所へ配布、または市役所窓口、掲示板等に掲載して啓発を行う。	・関係機関が発行したパンフ等の実績なし	関係機関が発行した場合は、引き続き事業の啓発に努力していく。	18商工観光課
		3 市役所におけるハラスメントの防止	職員のセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止するために必要な対策を講じる	継続	職員への啓発と自己の意識改革	八女市職員のハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、意識の啓発、相談窓口の周知等を行い、職員のハラスメント防止に努める。	相談窓口となるハラスメントの苦情相談員及び苦情処理委員会を全職員に周知し、職員のハラスメント防止を図った。	全庁的な啓発活動により、職場のハラスメント防止を図る。	05人事課

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会環境づくり

主要課題	基本的施策	事業	事業の内容	実施時期	29年度事業計画	事業の説明	事業の実績 (実施出来なかった理由)	今後の目標等	担当課
	③男女の均等待遇の実現	1 啓発の充実	男女雇用機会均等法などについての啓発を行う	継続・拡充	啓発の充実	研修会への参加の呼びかけや、啓発資料の提供を行う。	研修会への参加の呼びかけや、啓発資料の提供を行った。	引き続き広報紙やホームページを活用して、啓発を図る。	16男女共同参画・生涯学習課
					男女雇用機会均等法の啓発、推進	関係機関が発行したパンフレット等を商工会議所や商工会を通じて各事業所へ配布して啓発を行う。	・関係機関が発行したパンフ等の実績なし	関係機関が発行した場合は、引き続き事業の啓発に努力していく。	18商工観光課
		2 企業研修の実施	人権・同和問題研修の一環として、事業主研修や企業内研修のテーマに男女共同参画を取り入れるよう働きかける	継続	企業研修への協力	男女共同参画をテーマとする企業研修が開催される際には、企画・運営等に積極的に協力する。	今年度については男女共同参画をテーマとした企業研修での協力依頼はなかった。	商工会議所及び商工会を通し、男女共同参画を取り入れた企業内研修の推進を図る。	16男女共同参画・生涯学習課
3 雇用の分野における男女共同参画の推進	③男女の均等待遇の実現	2 企業研修の実施	人権・同和問題研修の一環として、事業主研修や企業内研修のテーマに男女共同参画を取り入れるよう働きかける	継続	企業研修の推進	企業研修、企業訪問時に啓発を行う	企業研修時に男女共同参画の視点を取り入れた研修を実施してもらうよう取り組んだ。	継続して研修を推進していく。	19人権・同和政策課
					企業研修の推進	企業研修において女性の人権問題をテーマや研修内容に取り入れる。	職場の人権というテーマで企業研修を実施した事業所においては、ダイバーシティの視点での人権問題として内容を構成した。	女性の人権だけでなく、性的マイノリティの人権、ダイバーシティ等とも関連づけながら企業研修の内容を検討していく。	31人権・同和教育課
		3 指名登録業者への意識啓発	指名登録を希望する市内の事業者などに対して男女共同参画に関するアンケートを実施し、男女共同参画推進の意識を高める	28年度	市内事業者への意識啓発	入札参加資格名簿登録の市内事業者へ男女共同参画に関するアンケート等を実施することにより、男女共同参画推進の意識を高める。	事業者へのアンケートを実施しなかった。	担当課と実施に向け協議を行う。	16男女共同参画・生涯学習課

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会環境づくり

主要課題	基本的施策	事業	事業の内容	実施時期	29年度事業計画	事業の説明	事業の実績 (実施出来なかった理由)	今後の目標等	担当課
4 農業における男女共同参画の推進	①男女のパートナーシップの確立	1 家族経営協定の推進	月給制、休日制の導入や円滑な経営の継承、農業経営への主体的な参画など、家族経営協定の締結により就業条件の整備に努める	継続・拡充	夫婦による認定農業者への共同申請を推進し、併せて家族経営協定締結を推進する。	認定農業者の新規申請、更新申請時に、話し合いによる農作業や家事の役割分担をすすめることを目的に家族経営協定の締結をすすめる。	7件の家族経営協定の締結を行った。	家族協定締結による、女性(妻、後継者の配偶者等)の農業経営参画を継続して推進する。	22農業振興課
4 農業における男女共同参画の推進	①男女のパートナーシップの確立	2 農繁期等における雇用確保の研究及び充実	男女全体の労働力の軽減を図りながら、雇用確保のための先進事例等の研究を行う。すでに実施している事業についてはさらに充実させる	継続・拡充	労働時間の削減と臨時、常時雇用の確保を目的とした経営改善計画の策定を推進する。	認定農業者の5ヶ年計画である農業経営改善計画の策定時に、労働力の軽減と雇用の確保を計画的に行い、労働時間の軽減を行うよう啓発をすすめる。	131件の農業経営改善計画の策定に際し経営相談を行い、労働時間の削減の啓発を行った。	労働時間の削減及び雇用確保を目標とした農業経営改善計画の策定を啓発する。	22農業振興課
		3 農業委員会への女性委員の登用	女性の意見を反映させるため、女性農業委員の登用にに向けた啓発活動を行う	継続・拡充	女性農業委員の登用にに向けた啓発活動を行う。	女性の意見を反映させるため、女性農業委員の登用にに向けた啓発活動を行う。	※任期満了による委員改選はあったが、法により認定農業者が委員全体の過半数を超えなければならず、そもそも女性の認定農業者数はごく少数であったため。	女性認定農業者の数を増やすよう関係各所と協議する。	28農業委員会事務局
	②人材の育成に対する支援	1 農村女性グループの活動支援	農村の女性問題学習活動を援助するための支援を行う。また、新規品目導入研究、農産加工品開発、販路拡大販売促進活動の支援を行う	継続・拡充	「八女市農業・農村の活性化をめざす女性の会」への支援	事業や視察研修に参加し、女性グループの活動を支援する。	糸島市への先進地視察や川崎小学校、三河小学校でのじゃがいも掘り体験等女性グループ活動への支援を行った。	継続して支援する。	22農業振興課

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会環境づくり

主要課題	基本的施策	事業	事業の内容	実施時期	29年度事業計画	事業の説明	事業の実績 (実施出来なかった理由)	今後の目標等	担当課
		2 女性農村アドバイザーの育成	女性の地位向上を推進するため女性農村アドバイザー等の女性リーダーの育成を行い、リーダーと農村女性との連携活動の支援を行う	継続・拡充	女性オペレーターへの育成支援	農村女性グループに対し、県の支援事業の活用や農業機械作業研修会を推進する。	実績なし ※対象者が無かったため。	継続して支援する。	22農業振興課
5 商工自営業における男女共同参画の推進	①就業環境の整備	1 啓発の充実	ガイドブック・ポスター・チラシ等での情報提供を通じて、男女平等の徹底を促進する	継続・拡充	パンフレットやポスターによる啓発	関係機関が発行したパンフレットやポスターなどによる啓発を行う。	・関係機関が発行したパンフ等の実績なし	関係機関が発行した場合は、引き続き事業の啓発に努力していく。	18商工観光課
		2 自営業の家族従事者の就業条件向上支援	家族従事者の地位向上の推進と、男女が協力して仕事と家庭の両立を図るための支援を行う	継続・拡充	労働条件の向上と支援	関係機関が発行したパンフレットやポスターなどによる啓発を行う。	・関係機関が発行したパンフ等の実績なし	関係機関が発行した場合は、引き続き事業の啓発に努力していく。	18商工観光課
		3 自営業の家族従事者の実態把握	商工会議所及び商工会等の関係機関と連携を図り自営業の家族従事者の実態把握に努め、適切な支援を行う	継続	家族従事者の実態把握	自営業の家族従事者の実態を把握するため、内容や方法等について商工会議所及び商工会等と連携を図り検討する。	商工会議所及び商工会と連携を図り、自営業の家族従事者の実態把握をすることが出来なかった。	商工会議所及び商工会と連携を図り、実施に向けて努力していく。	16男女共同参画・生涯学習課
					実態把握に向けた検討	商工会議所及び商工会等の関係機関と連携を図り自営業の家族従事者の実態把握と支援に向けた検討を行う。	関係機関との調整ができず未実施	現状では、実施することが不可能であることから次年度は計画から除外	18商工観光課

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会環境づくり

主要課題	基本的施策	事業	事業の内容	実施時期	29年度事業計画	事業の説明	事業の実績 (実施出来なかった理由)	今後の目標等	担当課
	②方針決定過程への女性の参画の促進	1 商工団体役員への女性の登用の促進	商工団体役員等への女性の登用を促進するよう啓発に努める	継続・拡充	商工団体役員等への女性の登用を促進するよう啓発に努める	商工会議所や商工会へ役員等への女性の登用を促進するよう啓発に努める。	組織としての考えがあり、市が関与することは不可能	可能な範囲で取組む	18商工観光課
5 商工自営業における男女共同参画の推進	②方針決定過程への女性の参画の促進	2 研修会等の開催支援	自営業の女性の経営参画を図るため、関係機関と連携し、研修会の開催、情報の提供などの支援を行う	継続	研修会開催のためのニーズ調査	商工会議所女性会等と情報交換を行い、必要とされる研修等の調査を行う。	商工会議所女性部との情報交換を実施する事が出来なかった。	実施に向け努力していく。	16男女共同参画・生涯学習課
5 商工自営業における男女共同参画の推進	②方針決定過程への女性の参画の促進	2 研修会等の開催支援	自営業の女性の経営参画を図るため、関係機関と連携し、研修会の開催、情報の提供などの支援を行う	継続	情報提供及び啓発	国県、商工会議所等の関係機関が行う、自営業の女性の経営参画を図るための研修会の開催の情報の提供を行う。	女性を対象としたセミナーや相談会について周知を行った。	引き続き可能な範囲で取組む	18商工観光課
6 地域社会活動における男女共同参画の推進	①女性の参画を促進するための環境づくり	1 啓発の充実	行政区長や公民館長、民生委員・児童委員等を対象に、男女共同参画についての啓発を行う	継続	講演会等への参加の呼びかけ	男女共同参画推進講演会を開催する際に、行政区長や民生委員・児童委員等へ案内状を送付し、参加を呼びかける。	男女共同参画セミナー等を開催する際に、行政区長や民生委員・児童委員等へ案内状を送付し、参加を呼びかけた。	継続して実施していく。	16男女共同参画・生涯学習課
		2 地域活動への助言	男女共同参画の推進に関する地域での活動に対して助言や支援を行う	継続	地域活動への助言・支援	地域活動への助言や、資料提供等の支援を行う。	各地域で実施する市民企画講座において、資料提供等の支援を行った。	引き続き地域活動における活動の支援を実施していく。	16男女共同参画・生涯学習課

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会環境づくり

主要課題	基本的施策	事業	事業の内容	実施時期	29年度事業計画	事業の説明	事業の実績 (実施出来なかった理由)	今後の目標等	担当課
6 地域社会活動における男女共同参画の推進	②防災における男女共同参画の推進	1 女性消防団員の配置と防災活動への参画	女性消防団員の配置と防災活動への参画を図る。(消防団・消防署が行う各種行事・訓練等等)	継続	女性消防団員の各種行事等への参加	女性消防団員を防災活動に参加させるなど、各種行事への参加を促す。	消防団・消防署が行う主要行事への参加、地域で行う消火・防災・救急訓練などでの啓発・指導、応急手当普及員資格の取得等実施できた。平成29年度、40名の女性消防団員を配置。	継続して実施する。	06防災安全課
		2 地域防災における男女共同参画の視点の導入	「地域防災計画」に基づき、男女共同参画の視点に立った地域防災活動を行う	継続	女性の活動参加を促す。	地域の自主防災組織において、男女共同で活動を行い、地域の防災力向上に努める。	各自主防災組織(各行政区)を対象に出前講座を4回実施。女性の参加により、防災意識の向上に努めた。	継続して実施する。	06防災安全課
③リーダーの育成	1 地域活動におけるサポーター養成	1 地域活動におけるサポーター養成	講座や研修会を開催し、地域で男女共同参画を推進するサポーターを養成する	継続・拡充	研修の実施	市内男女共同参画推進団体の活動を通じて、人材の育成を行う。	市内男女共同参画推進団体が主催する講座のサポートを行い、人材育成を推進した。	継続して実施していく。	16男女共同参画・生涯学習課
		2 男女共同参画推進団体の育成・支援	男女共同参画に関する研修会を開催するなど、活動の支援を行う	継続	女性団体の支援	市内男女共同参画推進団体に対し、各団体が行う研修会等の事業に対し支援を行う。	市内男女共同参画推進団体が主催する講座のサポートを行った。	継続して実施していく。	16男女共同参画・生涯学習課
		3 校区や地区を範囲に活動する女性リーダーの育成	校区等のまちづくり協議会の運営や地域づくり実践活動において、女性の意見や要望が反映できるよう、各協議会へ女性リーダーを育成する働きかけを行う	継続	まちづくり協議会における女性リーダーの育成	市内21組織のまちづくり協議会で構成する「未来づくり協議会」の活動に対して、個々のまちづくり協議会における女性リーダー並びに女性グループの育成に向けた活動を取り入れるよう働きかけを行う。	「未来づくり協議会」の重点活動の一つとして、「女性グループ及び女性リーダーの育成」を掲げた。 21組織42名の委員のうち、1名の女性委員が選出された。	「未来づくり協議会」主催の講演会や視察研修において、多数の女性に参加していただけるような取り組みを行う。	03地域振興課

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会環境づくり

主要課題	基本的施策	事業	事業の内容	実施時期	29年度事業計画	事業の説明	事業の実績 (実施出来なかった理由)	今後の目標等	担当課
7 国際的協調の視点に立った男女共同参画の推進	①国際交流の推進	1 国際感覚豊かな人材の育成	福岡県女性海外研修事業について周知に努め、参加を促進する。国際交流を行うにあたっては、男女共同参画の視点に立ち事業を推進する	継続・拡充	韓国・巨済市への公式訪問	市長をはじめとする公式訪問団を巨済市に派遣するにあたり、男女比及び訪問の趣旨に沿って人選を行う。	市長病休により中止	隔年で行っているため次回は平成31年度の実施となるが、29年度計画同様男女比及び訪問の趣旨に沿った人選を行う	01秘書広報課
					男女共同参画国際交流事業の実施	福岡県女性海外研修事業については広報紙への募集記事の掲載や、女性人材リスト登録者への関連資料の送付などにより周知を図る。	福岡県女性海外研修事業は、平成29年度より研修手法を見直し、国内研修の実施になったため。	八女市独自の国際交流事業の実施は、困難だと考えられるが、記念事業等と一緒に実施する等手法を見直しながら今後も実施していく。	16男女共同参画・生涯学習課
	2 市内在住の外国人への支援	市内に住む外国人に対して、日本語教室等の支援を行う	継続	八女日本語教室「よーら話そう」への支援	八女日本語教室「よーら話そう」は、日本人と結婚した外国人が地域で安心して楽しく生活できるようにと、日本語学習の支援や、日本の文化体験、外国人の人権学習等をボランティアで行っている。孤立しがちな外国籍住民同士の交流と日本語支援、子育てや生活支援を目的にも毎週木曜日に開催されている。参加費を徴収しているが運営には苦慮している。	八女日本語教室「よーら話そう」への助言及び補助金の交付を行った。	今後も継続して支援していく。	16男女共同参画・生涯学習課	
	②国際的動向の把握	1 国際的動向についての情報収集	男女共同参画に関する国際会議や諸外国の情報を収集・提供する	継続	情報の収集・整備	資料の収集や、内閣府男女共同参画局のホームページ等から情報収集を行い、必要に応じて提供する。	内閣府のホームページ等から情報収集を行い、ロビー等で情報の提供を行った。	今後も情報収集・提供を行っていく。	16男女共同参画・生涯学習課